

志木市元気の出るまちづくり 活動報奨金制度

市民の皆さん自らの活動による、夢とふれあいのあるまちづくりを推進するため、社会貢献活動や複数の団体による交流活動など、次の①～④を行う市内の市民団体に報奨金を支給します。

① 地域活性化活動（１年度内１回限り）

市民を対象とした、継続が可能な地域活性化活動や夢のあるまちづくり活動

例）高齢者・障がい者へのボランティア活動、文化・スポーツ・青少年育成活動、まちなか清掃活動、花いっぱい活動、人づくり活動、国際交流・国際理解活動など

支給額：事業費の２分の１ 限度額５万円



② 団体交流活動（１年度内１回限り）

市内の複数の団体が共同で実施する交流活動

例）町内会と子ども会などによる夏祭り、複数の団体での合同スポーツ大会など

支給額：事業費の２分の１ 限度額５万円

【 注意 】

- ①～②で入場料等の収入がある場合は、報奨金の支給額が異なる場合があります。
また、食糧費は本制度の対象とはなりません。

③ 地域リサイクル活動（１年度内請求５回まで）

団体が実施する資源物を回収する活動（紙、金物、布、ビンの回収）

支給額：１kgにつき３円 １回の限度額は３万円



④ 研修バス事業（１年度内１回限り）

団体の技術、教養を高めるために貸切バスを利用して行う研修活動

注1. 貸切バスとは道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車を行います。

注2. 親睦旅行や旅行会社の企画したバス旅行等は対象となりません。

支給額：車両借上げ料（バス代）の２分の１ 限度額５万円



本事業の対象は、

市内の自主的に社会貢献やコミュニティ活動を行う１０人以上の団体 です。

申し込み方法などは、裏面をご覧ください

市ホームページからもご覧いただけます ▶



！ 提出時の注意事項 ！

- 1 それぞれの事業で支給要件が異なるため、必ず事前に市民活動推進課までご相談ください。
- 2 他の公的補助金・支援金を受けている場合は、対象となりません。
- 3 報奨金の支払いは、団体名義の口座へ振り込みとなります。
(団体名義の口座がない場合は、申請できません。)

◎支給制度手続きの流れ

地域活性化活動

団体交流活動

研修バス事業

地域リサイクル活動

実施日の1ヶ月以上前までに申請を！！

申請書（計画書）提出

添付資料：事業がわかる資料

例）開催要領、実施計画書、募集ちらし、行程表、見積書（研修バス事業）

※初めて申請する団体は、規約、名簿、年間スケジュール、総会資料等、団体がわかる資料を添付して下さい。

※地域リサイクル活動は年間計画書（任意）の提出が必要となります。

事業実施

実施後1ヶ月以内に！！

年度内

報告書提出

【添付書類】

・領収書

報告書提出

【添付書類】

・領収書
・現地資料又は写真

報告書提出

【添付書類】

・計量票

提出先

(問合せ先)

志木市役所 2階 市民活動推進課

住 所 志木市中宗岡1-1-1

電 話 048-456-5371

FAX 048-474-4462

Email shien@city.shiki.lg.jp